



第10回かながわ教育学講座

平成30年12月16日(日)の午後、今年最後となる第10回かながわ教育学講座を開講しました。今回のテーマは「学校教育における人権」です。受講者は、講義を聞いた後、各グループに分かれてグループ活動を行い、子どもの人権について意識を高め、教員としての責任や、教員の仕事の大切さについて学びました。

講義「学校教育における人権」

多様な性ってなんだろう? ~互いの違いを受け入れあえる社会を目指して~

講師：特定非営利活動法人 ReBit

セクシュアリティとは、「性のあり方」全般を指します。主に4つの要素で説明することができます。この4つの要素が関わり合い、セクシュアリティとなります。

人の数だけ「性のあり方」があって、多種多様です。「自認する性」と「からだの性をもとに割り当てられた性」が一致する場合をシスジェンダー(Cisgender)、異なる場合をトランスジェンダー(Transgender)とし、からだの性がどうであるかに関わらず、性自認が男女のどちらかに定まらない場合はXジェンダー(X-gender)としています。また、「好きを表す性のあり方」として、女性同性愛者(レズビアン Lesbian)や男性同性愛者(ゲイ Gay)、両性愛者(バイセクシュアル Bisexual)などがあります。LGBTは、これらのセクシュアリティのレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字を合わせた言葉で、セクシュアルマイノリティ(性的少数者)の総称として使われています。

LGBTの方は人口の5~8%程度の割合でいると言われていますが、外見からはLGBTかどうかは分かりません。また、自分のセクシュアリティが社会の多数派と異なることで苦しんでいる場面が多くあります。中には、自分のセクシュアリティが多数派と異なることに気付いてはいるものの、LGBTの知識が少ないために、周囲の人と異なることはおかしいことなのではないかと深く悩んでいる場合もあります。LGBTの問題は、外見では分からないからこそ潜在化しやすい現状があります。

LGBTである方もそうでない方も社会の一人です。社会の多数派となっている枠組に自分を当てはめるのではなく、互いの違いを受け入れあえる社会を築いていくという意識をもつことが必要です。「人と違うことはいけないこと」ではなく「互いの違いを受け入れられること」が大切であり、一人ひとりが違いを受け入れられるようになることで、どんな人も自分らしく活躍できる社会へつながっていきます。

講演の結びには「皆さんには、どんな“違い”も受け入れられる人になってほしいし、そういう子どもたちを育ててほしい」との講師から熱いメッセージがありました。「子どもたちが自分らしく過ごし、互いの違いを認め合えるためにどうしていくべきか」を考えながら真剣に講義を聞く受講者の姿が印象的でした。

セクシュアリティの4つの要素

性自認：自分で自身の性別をどのように認識しているかを表す

からだの性：外性器・内性器・性腺・性染色体の状態や、性ホルモンのレベルなどから定められる

好きになる性：恋愛や性愛の対象となる性を表す

表現する性：服装や行動、振る舞いに“どのような性らしさがふくまれるか”との社会的構築物を表す



特定非営利活動法人 ReBit

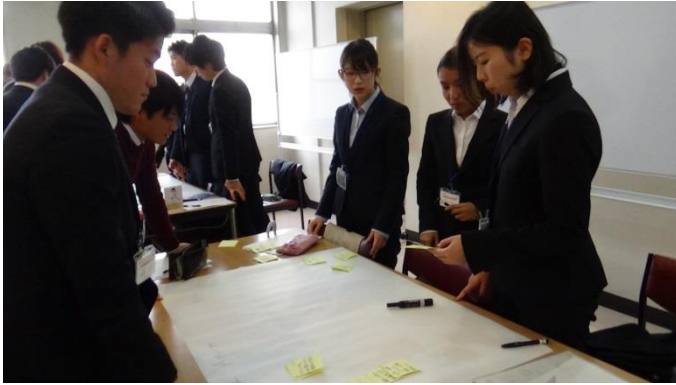
ReBitはLGBTを含めた全ての子どもが、ありのままの自分で大人になれる社会を目指す認定NPO法人です。団体名には「少しずつ(Bit)」を「何度でも(Re)」繰り返すことにより社会が前進してほしい、という願いが込められています。

グループ活動



今回のグループ活動では、前半の講義の内容を受けて、「子どもの人権を守る」ということについて、グループで協議し、自分のめざすべき教員像について考えを深めていくことをねらいとして行いました。

はじめに、LGBTについて知っていることを共有したり、感想を交流したりしながら、LGBTについての理解を深めました。



その後、「子どもの人権を守る」ためにどのようなことを心掛けていく必要があるのかを考え、付せんに書き出しました。書き出した付せんは、班で交流しながら、カテゴリーによる分類を行い、模造紙にまとめていきました。

発表では、全員が発表を体験し、各班の内容を共有しました。発表後の振り返りでは、他の班の発表の内容について活発に意見交換を行い、子どもの人権を守るために心掛けていくことについての考えを広げていました。



人権教育への理解を深める

学校には、個別に様々な課題を抱えたり、様々な家庭環境等の背景があったりする児童・生徒がいます。例えば、外国につながるのがある、障害のある、性的マイノリティである、貧困である等、また、それが複雑に絡み合っている場合もあります。学校はそのような児童・生徒すべてが、安心して安全に学べる環境でなければなりません。

児童・生徒が人権感覚を身につけるためには、人権教育に関する授業の実践はもちろん、日常的に児童・生徒を指導する教職員が人権感覚を身につけていることが、当然のこととして求められます。自らの経験に基づいて、他者の気持ちを推し量り、自分がどうすればよいか思い至る。これができるようになることが、人権感覚を身につけるといえることではないでしょうか。

神奈川県では、教職員が自分自身の人権感覚を磨き、積極的に人権教育に取り組んでいくことを願って「人権教育ハンドブック」をはじめ、多くの指導資料や啓発資料等を作成しています。神奈川県のホームページから閲覧することができますので、教職員を目指すカレッジ生の皆さんには、ぜひ、一読していただきたいです。